

児童発達支援センター岐阜市立恵光学園

保育所等訪問支援運営規程

令和7年12月5日決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市児童発達支援センター条例(昭和33年岐阜市条例第29号。以下「条例」という。)の規定に基づき岐阜市が設置する児童発達支援センター岐阜市立恵光学園(以下「学園」という。)が行う児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援(以下「事業」という。)を適正に運用し、障害児通所給付決定を受け、事業の利用契約を締結した保護者(以下「利用者」という。)が監護する障害児(以下「利用児」という。)に対し、適正な支援を行うため、事業者の人員、管理運営等に関し、「岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例」(令和元年岐阜市条例第3号)に基づき、条例及び岐阜市児童発達支援センター条例施行規則(昭和33年岐阜市規則第15号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 学園は、利用児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應できるよう、利用児の身体及び精神の状況、適性、障害の特性、その置かれている環境、利用児及び家族の意向、その他の事情に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、その他福祉事業又は保健医療事業を提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前3項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種及び員数)

第3条 学園は、次の各号に掲げる職種に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の職員を置く。

- (1) 管理者(以下「園長」という。) 1人(児童発達支援及び障害児相談支援と兼務)
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上(常勤専従1人以上)
- (3) 保育所等支援員 1人以上
- (4) 事務員 1人(児童発達支援及び障害児相談支援と兼務)

(職務内容)

第4条 学園における職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長は、職員の管理、業務の状況の把握その他学園運営管理を一元的に行うも

のとし、法令等において規定されている事業の実施に関し、学園の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者は、常に利用児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。また、他の従業者に対する技術的指導及び助言を行う。その他、次の業務を行う。

ア 事業にかかる保育所等訪問支援計画の作成を行う。

イ 保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者及び利用児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行う。

ウ アセスメントに当たっては、利用者及び利用児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理者は、面接の趣旨を利用者及び利用児に対し十分に説明し、理解を得るものとする。

エ アセスメント及び支援の内容の検討結果に基づき、利用者及び利用児の生活に対する意向、利用児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、事業を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成するものとし、この場合において、利用児の家族に対する援助及び学園が提供する事業以外の保健医療サービス又は、福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置付けるよう努力する。

オ 保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、利用児に対する事業の提供にあたる担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案について意見を求めるものとする。

カ 保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、利用者及び利用児に対し、保育所等訪問支援計画について説明し、文書によりその同意を得るものとする。

キ 保育所等訪問支援計画を作成した際には、保育所等訪問支援計画を利用者及び指定障害児相談支援事業者に交付する。

ク 保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6か月に一回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて、保育所等訪問支援計画の変更を行うものとする。

ケ モニタリングに当たっては、利用者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、定期的に利用者及び利用児に面接を行う。また、定期的にモニ

タリングの結果を記録するものとする。

(3) 保育所等訪問支援員は、保育所等訪問支援計画に基づき、利用児が通う保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、利用児が利用児以外の児童との集団生活に適応することが出来るよう適切な技術をもって支援を行う。

(4) 事務員は、学園の設備管理や契約に伴って発生する利用料の請求事務等を行う。
(開園日および開園時間)

第5条 学園の開園日及び開園時間並びに支援の提供日及び支援の提供時間は、次のとおりとする。

(1) 開園日及び開園時間 岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45条）に規定する市の休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする。

(2) 支援の提供日及び提供時間 学園の開園日及び開園時間内で、利用者と相談の上支援の提供日及び提供時間を取り決めるものとする。

(事業の内容)

第6条 学園が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 保育所等訪問支援計画の作成を行う。

(2) 基本事業

ア 集団生活の適応のための支援

イ 施設職員に対する支援

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業の提供を行った際には、利用者から事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した場合は、利用者から条例第8条第1項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した事業提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 岐阜市外地での事業の提供を行う際は、交通費実費負担分の支払いを受けることができるものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1～3項の費用の支払いを受けた場合、当該費用に係る領収書及び受領証明書を利用者に対し交付するものとする。

(事業の実施地域)

第8条 事業を実施する地域は、岐阜市とする。

(事業の利用にあたっての留意事項)

第9条 事業を利用するにあたって、利用者は利用児の集団適応のために、支援者やその集団を運営する機関との協力のもと、共に意欲的に取り組むものとする。

2 事業の提供予定日に利用児が属する集団の場を欠席する場合は、利用者は学園に連絡を入れなくてはならない。

3 利用児が事業を利用する場合、その利用者は予め利用児が所属する集団を管理する機関に事業の利用について説明を行うものとする。

4 事業提供中の緊急な連絡対応するため、利用者は学園からの連絡が取れる体制を確保しなければならない。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 現に事業の提供を行っている時に利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに学園が定める協力医療機関若しくは、利用児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、園長に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 事業の提供により賠償すべき事故が発生したときは速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第11条 学園は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、防火管理者を配置し、定期的に避難訓練その他の必要な訓練を実施する。

2 前項に定めるもののほか、非常災害対策に関する事項については、岐阜市地域防災計画に定めるところによるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第12条 学園は、サービスの提供に当たっては、利用児又は他の利用児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 学園は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 学園は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(こどもの権利委員会。

(以下「委員会」という。))の設置及び委員会での検討結果についての職員への

周知 徹底

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施
(虐待防止)

第 13 条 学園は、虐待防止に関する責任者及び虐待防止委員会（こどもの権利委員会。（以下「委員会」という。））を設置するとともに、委員会での検討結果について職員へ周知徹底し、利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、利用児に対する虐待の未然防止に努める。と発生時の迅速な対応を行う。

- 2 児童虐待が疑われる場合には、関係機関との連携のもと迅速な対応を図り、再発防止に取り組むものとする。
- 3 学園は、虐待の防止啓発・普及のために、職員を対象とした研修を定期的実施する。
- 4 職員は、支援の提供に当たっては、利用児を虐待してはならない。学園は、苦情解決の体制を構築し、職員による虐待が発生した場合の早期発見と迅速な対応を行う。
(苦情解決)

第 14 条 学園は、その提供した事業に関する利用児及び利用者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 学園は、提供した事業に関し、県及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は県及び市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 学園は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(秘密保持等)

第 15 条 学園は、関係機関等に対して利用児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

- 2 学園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児若しくは利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業に係る保有個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）に定めるところによるものとする。

(対象とする主な障害)

第 16 条 学園において事業を提供する主たる対象者は、法第 4 条第 2 項に規定する障

害児のうち、主に知的障害のある児童又は発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児とする。

（職員研修等）

第 17 条 学園は職員に対し、その資質の向上のため、次の各号に掲げる研修計画を別に定め実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に 1 回実施する。
- (2) 継続研修 年に 3 回実施する。
- (3) 前 2 号に規定する研修以外の研修 園長がその都度定める。

（記録の整備）

第 18 条 学園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 学園は、利用児に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業の契約を終了した日から 5 年間保存する。

（その他）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 12 月 5 日から施行する。